

島根県国民健康保険運営協議会条例

(設置)

第1条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第9条の規定に基づき、島根県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師（健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 2人

2 委員は、知事が任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、前条第2項の任命の日から平成30年3月31日までとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によって公益を代表する委員のうちからこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間における第2条第1項第4号の規定の適用については、同号中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者」とあるのは、「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）附則第10条第1項に規定する被用者保険等保険者（健康保険法第123条第1項の規定による保険者としての全国健康保険協会を除く。）」とする。
- 3 この条例の施行の日以後最初に開かれる協議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、知事が招集するものとする。